

東京都廃棄物規則（平成五年東京都規則第十四号）新旧対照表（抄）

改正案	現行
<p>目次</p> <p>第一章から第三章まで（現行のとおり）</p> <p>第四章 産業廃棄物処理業（第十八条―第二十九条の三）</p> <p>第五章（現行のとおり）</p> <p>附則</p> <p>第一章 総則</p> <p>第一条から第十四条の二まで（現行のとおり）</p> <p>第三章 手数料</p> <p>（広域的に処理する産業廃棄物の処理に関する手数料の徴収の委託）</p> <p>第十五条 条例第二十一条第一項の規定による手数料の徴収については、第十七条の場合を除くほか、<u>公益財団法人東京都環境公社</u>（昭和三十七年五月十四日に財団法人東京都環境整備事業協会という名称で設立された法人をいう。以下「公社」という。）に委託する。</p> <p>2から5まで（現行のとおり）</p> <p>第十六条から第十九条まで（現行のとおり）</p> <p>（再生利用に係る指定の対象となる産業廃棄物）</p> <p>第十九条の二 廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則（昭和四十六年厚生省令第三十五号。以下「省令」という。）第九条第二</p>	<p>目次</p> <p>第一章から第三章まで（略）</p> <p>第四章 産業廃棄物処理業（第十八条―第二十九条の二）</p> <p>第五章（略）</p> <p>附則</p> <p>第一章 総則</p> <p>第一条から第十四条の二まで（略）</p> <p>第三章 手数料</p> <p>（広域的に処理する産業廃棄物の処理に関する手数料の徴収の委託）</p> <p>第十五条 条例第二十一条第一項の規定による手数料の徴収については、第十七条の場合を除くほか、<u>財団法人東京都環境整備公社</u>（昭和三十七年五月十四日に財団法人東京都環境整備事業協会という名称で設立された法人をいう。以下「公社」という。）に委託する。</p> <p>2から5まで（略）</p> <p>第十六条から第十九条まで（略）</p> <p>（再生利用に係る指定の対象となる産業廃棄物）</p> <p>第十九条の二 廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則（昭和四十六年厚生省令第三十五号。以下「省令」という。）第九条第二</p>

号に規定する再生利用されることが確実な産業廃棄物のみを収集し、若しくは運搬する業（以下「産業廃棄物再生輸送業」という。）を行う者としての指定（以下「産業廃棄物再生輸送業の指定」という。）又は省令第十条の三第二号に規定する再生利用されることが確実な産業廃棄物のみを処分をする業（以下「産業廃棄物再生活用業」という。）を行う者としての指定（以下「産業廃棄物再生活用業の指定」という。）において対象とする産業廃棄物は、次の各号のいずれにも該当せず、かつ、指定を行うことによりその再生利用が促進されると認められる産業廃棄物であつて知事が別に定めるものとする。

一及び二（現行のとおり）

第二十条から第二十九条の二まで（現行のとおり）

（産業廃棄物再生利用業の一般指定）

第二十九条の三 知事は、第二十二条第一項及び第二項の規定によるほか、産業廃棄物の再生利用を促進するために特に必要と認めるときは、要件を定めて産業廃棄物再生輸送業の指定又は産業廃棄物再生活用業の指定を行うことができる。

2 第二十一条の規定は、前項の指定については、これを適用しない。

第三十条から第三十五条まで（現行のとおり）

別記第一号様式から第二十六号様式まで（現行のとおり）

号に規定する再生利用されることが確実な産業廃棄物のみを収集し、若しくは運搬する業（以下「産業廃棄物再生輸送業」という。）又は省令第十条の三第二号に規定する再生利用されることが確実な産業廃棄物のみを処分をする業（以下「産業廃棄物再生活用業」という。）の指定において対象とする産業廃棄物は、次の各号のいずれにも該当せず、かつ、指定を行うことによりその再生利用が促進されると認められる産業廃棄物であつて知事が別に定めるものとする。

一及び二（略）

第二十条から第二十九条の二まで（略）

第三十条から第三十五条まで（略）

別記第一号様式から第二十六号様式まで（略）